

第59回
沖縄地方交通審議会
船員部会 議事録

平成25年8月23日(金)

沖縄総合事務局

第59回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 平成25年8月23日（金）14時00分

場 所 沖縄総合事務局 5F 「海技試験室」

出 席 者

公益委員 宮里部会長 儀部委員、春田委員

労働者委員 姫路委員、大崎委員、辻委員

使用者委員 山城委員、大城委員

事 務 局 沖縄総合事務局運輸部 : 玉城海事振興調整官
" 船舶船員課 : 島袋課長、宮良課長補佐
徳田労政係

議事次第

○開 会

○議 事

1. 第57回及び第58回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況等について
3. 平成25年度最低賃金の改正について
4. 意見交換

○閉 会

(配付資料)

1. 第57回船員部会の議事録（案）
2. 第58回船員部会の議事録（案）
3. 船員職業紹介実績等一覧表（平成25年7月分）
4. 最低賃金改定に関する資料

議事概要

事務局（徳田）

定刻でございますので、会議を始めさせて頂きます。

本日は、公益委員3名、労働者委員3名、使用者委員2名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たしており、有効に成立していることをご報告いたします。

まず初めに、8月1日付の人事異動に伴い、梅田委員に代わりまして全日本海員組合鹿児島支部長姫路様、また江川委員に代わりまして全日本海員組合沖縄支部執行部の辻様が労働者委員として就任されたことをご報告いたします。

それでは、お二人にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（姫路委員・辻委員による挨拶）

事務局（徳田）

ありがとうございました。次に、配付資料の確認をさせて頂きます。第57回船員部会議事録（案）、第58回の船員部会の議事録（案）、そして船員職業紹介実績等一覧表、最後に最低賃金改正に関する資料です。不足、不備等ございませんでしょうか。

それでは、宮里部会長、お願ひします。

宮里部会長

皆さん、こんにちは。暑い中、ご苦労さまでございます。

では、初めに第57回船員部会の議事録の承認についてお諮りしたいと思います。お手元に配付されております議事録をご確認ください。これは前回、配付し直して改めて見てもらっていると思いますので、異議がなければ承認したいと思いますけど、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

宮里部会長

では、異議なしと認め承認したいと思います。

次に、第58回船員部会の議事録の承認についてお諮りいたします。

お手元に配付されております議事録をご確認ください。

何かご異議がございますでしょうか。なければ承認したいと思いますが、承認ということでおよろしいでしょうか。

（異議なし）

宮里部会長

では異議なしということで、原案どおり承認したいと思います。

続きまして、議題2の「管内の雇用状況等」につきまして、事務局にご説明をお願いいたします。

事務局（宮良）

それでは、平成25年7月分の管内雇用状況等の概要についてご報告いたします。

●求人情報について

新規求人数は1件でした。

前月は2件でしたので1件減少、また、前年同月も2件でしたので1件減少となっております。

月間有効求人数は7件でした。

前月も7件で同数、また、前年同月は5件でしたので2件増加となっております。

月間有効求人数7件の内訳としましては、商船等6件、漁船1件となっております。

月末未済求人数は7件でした。

●求職状況について

新規求職者は7名でした。

前月も7名で同数、また、前年同月は8名でしたので1名減少となっております。

新規求職者7名の内訳としましては、商船等4名、漁船3名となっております。

月間有効求職数は22名でした。

前月は24名でしたので2名減少、また、前年同月は30名でしたので8名減少となっております。

月間有効求職数22名の内訳としましては、商船等14名、漁船8名となっております。

月末未済求職数は17名でした。

●成立状況について

7月は管内で1件の採用が決まりました。

成立状況としましては、近海のガット船に機関士として50代男性1名が採用されました。

●求人倍率について

7月の月間有効求人倍率は0.32倍でした。

前月は0.29倍でしたので、0.03ポイント増加、また前年同月は0.17倍でしたので0.15ポイントの増加となっております。

●新規求職者の退職理由、または求職理由別内訳について

7月の新規求職者7名のうち離職者5名の退職理由としましては、雇用期間満了1名、自己都合3名、健康上の理由1名となっており、離職以外の方2名の求職理由としましては、それぞれ海上・陸上勤務中で転職希望となっております

新規求職者が所属していた会社所在地につきましては、管内が3名、管外が4名となっております。

●失業等給付支給内訳について

基本手当の初回受給者は1名でした。
受給者実人員は4名、支給延べ件数は4件で、
基本手当支給金額は、522,604円でした。
その他、再就職手当が1件で、313,200円ありましたので、
総支給額は835,804円でした。
以上でございます。

宮里部会長

ありがとうございました。
ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

大崎委員

定年退職という欄がありますが、この定年退職というのは、何をもって定年退職という処理をされているのでしょうか。

事務局（宮良）

求職票を提出する際に、退職された方の退職理由として本人の申告をもとにしています。

大崎委員

概ね60歳かという気はするのですが、60歳以下の方はいないですよね。

事務局（宮良）

最近の記録ではなかったかと思います。

大崎委員

現在、高年齢求職者給付金の対象は61歳ですよね。
そこで、非常に疑問に思うのが、定年で退職されて、前だったらリンクして60歳でもらえたはずです。
それが61歳になって、60歳でやめた方が求職活動をしないといけないと思います。

であれば、60歳以上の求職の方が1名おられますが、高年齢者の求職に対して、今後は60歳以上の働き方を考えていかなければいけない時代なんです。

そこで、定年と高年齢求職者給付金との整合と雇用の関係を考えていかなければいけないので、是非、この60歳以上の求職活動をやられている方の年齢を教えて頂きたい。

年金が60歳で貰えますが、全ての人が貰えるという訳ではなく、25年経過していない方は資格が無いので、そこの方も救済する話でいくと、仕事を探していくかといけないといけない。

配布資料の「60歳以上」で一括りにしているところを高年齢求職者給付金が貰える人なのか、貰えずに60歳から61歳の間の人なのかを明記して頂いたらありがたい。

今度、高年齢求職者給付金の資料があれば頂きたい。

これには、経過年齢もあるはずなので、そこも明確にして、是非、皆様にも知っておいてもらいたいと思います。

事務局（宮良）

高年齢求職者給付金の年齢なども含めまして、次回の部会に資料をお配りしてご説明させて頂きたいと思います。

大崎委員

宜しくお願ひします。

春田委員

教えて頂きたいのですが、私の周りで60歳ということで4月から定年した方がいるのですが、職業訓練のようなものを受けながら雇用保険等を貰って引退するという感じのようです。船員の世界では、60歳を過ぎても仕事を希望する方がいる場合、仕事はあるのでしょうか。63歳まで働くとかは、会社との合意によるんでしょうけども。

宮里部会長

高齢者再雇用促進法というのがあって、雇用条件はかわるのでしょうかが希望すれば65歳までは働く環境を会社側としてはつくらなければいけないわけです。船員に関しては、これは適用されてるのですか。

大崎委員

されていないですね。船員は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の7条で適用除外になっています。

今、船員は年金が60歳で貰えるのでちょっと遅れているのかとは思います。

とはいっても、年金もあと何年かすれば65歳まで整合されてきます。

船員は、以前は高年齢者給付金も60歳で貰えていたんですが、61歳になったときに定年は60歳のまま、年金も年々上がっていく、そこで制度上そこは整合していかないといけないのかなと考えます。

船種によって違いますが、やはりハードなお仕事の中で、この仕事を65歳まで出来るのか、出来なかつたらどういう雇用条件になるか、そういう今後の働き方も全部整合していかないといけない。

今後、定年、年金支給年齢が延びたとき、そこまで仕事が出来る海上労働かというのを考えていかないといけない。

今のうちにズレをちょっとでも修復して、一方の年齢が一つ上がつたら、こつちも上げていかないといけないと感じています。

宮里部会長

ありがとうございました。他にござりますでしょうか。

無いようですので、議題3の「平成25年度最低賃金の改正について」に移りたいと思います。

事務局のほうから、説明をお願いいたします。

事務局（島袋）

平成25年度における船員最低賃金の改正、諮問についてご報告いたします。

船員の最低賃金の改正に関する諮問は、毎年の春闘における組織船員の賃金改定状況及び消費者物価指数の動向等を勘案して、最低賃金法第35条3項に基づき交通政策審議会等へ諮問を行っているところであります。

沖縄総合事務局管内においては、平成14年、平成18年度は、沖縄船員地方労働委員会会長に諮問したもののが置きました。

平成20年度は、中央において「内航鋼船業及び木船運航業」と「漁業（遠洋まぐろ、大型いか釣り）」について諮問があり、当局管内においては、「内航鋼船業及び木船運航業」について諮問を行った結果、中央と同じく部員（海上経歴3年以上、海上経歴3年未満）において750円アップの答申をいたしました。

平成21年度から平成24年度までの4年間については、組織船員の賃金改定状況及び消費者物価指数等の動向等を勘案し、最低賃金改正の諮問は行いませんでした。

管内において、本年の春闘における賃金改定については、組織船員で妥結が13社あり、いずれも定期昇給のみで、ベースアップはゼロ回答となっております。消費者物価指数（生鮮食品を除く場合）は、平成22年を指数100%として、平成25年6月の指数は100.8%であり、前年同月比で0.3%の上昇となっておりますが、ピーク時である平成23年8月の指数101.4%に比べると0.6%の下落となっております。

このような状況から、平成25年度は管内における最低賃金改定の諮問は行わないとしたしました。

なお、中央においては、4業種について諮問が行われます。その他、四国において内航鋼船を除き諮問が行われる予定です。

漁業業種を除き他の運輸局では、旅客、内航とも諮問は行われない予定です。以上でございます。

宮里部会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問や意見がありますでしょうか。

大崎委員

説明された沖縄各社の協約改定の中で、「各社ベースアップはせず定期昇給のみ」となっています。定期昇給のみでベースアップが無いから最賃の諮問をしないとのあれば、我々労働者側の春の協約改定交渉を終えて頑張ってベースアップをとれれば、最賃の諮問をして最賃を上げることができるということでしょうか。協約改定に対する私たち労働側と使用者側の協議がここに反映されるのであれば、私たちは一定の手当の改善をしているところもあるので、そういうことも含めてやってもらわないと、ベースアップだけを捉まえて、「ベースアップしてないから最賃を検討しない」というのはおかしいのではないかと思います。

それと、最低賃金に算入しない賃金のところで、「その他これに類するもの」というのをもう少し明確にできればと思います。これは以前にも中央の話だということは言われてましたが、やっぱり家族手当云々の話もあるので、「その他これに類

するもの」とは何なのか、家族手当はどこに入るのかというのも明確にできればと思うのですが、その回答は本日は頂けないですか。

事務局（宮良）

まず1点目のベースアップにつきましては、あくまでも一つの要素として捉えて、消費者物価指数といった動向等も踏まえ、総合的に判断した結果ということで受けとめていただければと思います。「ベースアップなしに定期昇給のみ」を捉えてこの結論に至ったということではないということでご理解頂きたいと思います。

それから、最低賃金に算入しない賃金のうち「その他これに類するもの」の手当に関しましては、以前の部会で、2回、3回と説明させて頂いておりますが、その点につきまして、まだ説明が足りてないということでしょうか。

大崎委員

「その他これに類するもの」というのが何なのかというのを明確にできればありがたいということです。

宮里部会長

よく沖縄では離島手当とかというのがありますが、そういうのは入らないんでしょうね。そういうのはないのですか。

大崎委員

船員の労働条件の中では非常に手当類は多いです。タンカーハンドとか、乗船手当とか、あるところは10ぐらいあります。そのところでいけば、資料の上の方では臨時的に行う労働に支払われる作業手当、荷役手当、欠員手当等とかも雑駁に書いてありますが、下には、「その他これに類するもの」とあるので、これに類するものが明確にできれば家族手当云々の話に、率直にお話ができるのではと思います。

ここに書かれていないから家族手当を入れていいという話をされていましたので、ここに書ければと思うわけなのです。

事務局（宮良）

家族手当をこの項目の中に入れるかどうかということですか。それともそれぞれの手当を明確にしたいということですか。

大崎委員

できれば家族手当を入れたほうがいいのではないかと思います。

事務局（宮良）

ここに家族手当を入れると、算入しない賃金だけが明確になりますが、そういう意味合いということですか。

大崎委員

そうです。算入しない賃金を明確にしていただければ、算入する賃金が出るからいいので、算入しない賃金が「これに類するもの」という雑駁になってしまふと、

これに書いていないものは全て最賃に入れていいということになるので、最賃の基本給は下がるということです。

事務局（宮良）

この資料の内容につきましては、何度も申し上げましたが、我々行政側だけで決めたものではありませんので、この場で、すぐ書き込みます、書き込みませんということが返答できるものではないと思っております。

そして、もしここに書き込む背景があるとするならば、諮問を行った上で、手当を明確にするかどうかということも含めた議論になるかと思いますので、この場で書き込む、書き込まないという結論ではなく、今後の検討材料として受けとめさせて頂きたいという回答でよろしいでしょうか。

大崎委員

はい。

宮里部会長

他にございますでしょうか。

無いようでしたら、事務局から次回の部会について連絡がありますので、お願いたします。

事務局（徳田）

次回の船員部会についてお知らせします。

9月の部会は9月27日、金曜日、1階の共用会議室、2時より開催いたします。

宮里部会長

これできょうの部会は終了したいと思います。

皆様、ご苦労さまでした。